

新型コロナウイルス対策本部会議（第11回）

（新型インフルエンザ等対策本部会議（第3回））

決定事項（令和2年4月28日）

(1) 市民および県内事業所の方への周知について

現在、橋本保健所管内において複数の新型コロナウイルス感染者が確認されていますので、住民の皆様にはこれまで以上に感染予防に努めていただくとともに、府県をまたいでの移動及び不要不急の外出自粛を強くお願いします。また、こまめな手洗いや咳エチケットの徹底、3密を避け、人との接触を8割減らす対策など、一人ひとりが感染しない、感染させない行動をお願いします。また、和歌山県より4月25日から5月6日まで休業要請が出されました県内事業所の皆様にはご理解ご協力をお願いするとともに住民の皆様にも同様をお願いします、速やかにホームページ等で分かりやすく公表することとします。

(2) 市立小中学校の運営について

市立小中学校については、引き続き5月31日まで臨時休業を延長し、学校給食についても5月31日まで停止します。

学校預かりと学童保育については、実施します（土・日・祝は開所しない）が、感染拡大防止のため、再度、保護者に対し極力自宅等で過ごすことを強く要請して行きます。

(3) 保育園、幼稚園、こども園、児童発達支援事業所の運営について

全ての保育園、幼稚園、こども園、児童発達支援事業所については、保護者の方に引き続き5月31日まで強く登園自粛を要請することとし、子育て支援センター、のびのび教室は臨時閉鎖（休室）を継続します。

(4) イベントや会議、公共施設の利用制限について

引き続き5月31日まで市が行うイベントや会議については、原則中止または延期とします。（集まる人数にかかわらず、行政が主催する会議等については、書面での回覧や決議など代替え措置等を検討すること。）

公共施設についても、引き続き5月31日まで屋内、屋外施設につ

いて原則利用休止します。

(5) 市役所における感染拡大防止への取り組みについて

引き続き感染防止に向けた予防啓発を積極的に行うものとします。

職場においては、原則マスクを着用することとします。また、窓口業務での感染拡大防止のため、ビニールカーテン等の飛沫感染対策は継続することとし、5月1日は市役所並びに保健福祉センターを臨時閉庁とします。

(6) 市職員の健康管理について

- ① 全職員は、橋本保健所管内で発生している新型コロナウイルス感染症について、公表される情報を注視しておくこと。

PCR検査が陽性になった方と濃厚接触が確認された職員については保健所の指示に従う。なお、感染の可能性があると思われる職員について、この対応に係る関係所属長は必ず部長へ報告し、部長は危機管理室へ報告することとする。

※念のため濃厚接触が確認された方と接触した職員は、自宅待機をし、健康状態をその時点から1週間遡り記録することとする。

- ② 全職員の出勤前の検温の徹底と所属長への報告、及び所属長から部長へ報告することとします。
- ③ 大阪府、兵庫県(特定警戒都道府県)在住職員については、在宅勤務や時差出勤等を織り交ぜた勤務形態とします。
- ④ 各職場の密閉、密集、密接を避けるため、保健福祉センター3階多目的ホールを臨時のワークスペースとする。また、各部局で業務形態を検討することとします。なお、臨時の会議、協議スペースとして、教育文化会館3F第1研修室を使用することとし、申し込みは中央公民館へ電話連絡すること。
- ⑤ 職場等の勤務体制にもよるが、この機会に代休等取得に努めること。